



猪選告示第21号

猪名川町条例制定請求者署名簿の署名の証明の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第1項の規定により、道の駅いながわの整備事業に関する住民投票条例の制定を求める猪名川町条例制定請求者署名簿の署名の効力を決定し、署名の証明が終了したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第95条の2の規定により、次のとおり告示する。

令和元年5月27日

猪名川町選挙管理委員会
委員長 根本 善弘



記

- | | |
|----------------|--------|
| 1 署名し印を押した者の総数 | 2,792人 |
| 2 有効署名の総数 | 2,671人 |